

「指標連動有価証券等組入型E T Fの上場制度の見直しについて」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では、E T F等に係る上場制度の見直しについて、その要綱を2026年6月22日に公表し、同年7月22日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、4件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	2. 上場審査基準	
1	特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券のことを“組入有価証券”と称していますが、“連動有価証券”などと称したほうが誤解がなくていいと思います。“組入有価証券”と称していることで全体的に誤解しやすくなっていると思います。	「組入有価証券」は、指標連動有価証券等組入型E T Fの投資信託財産等に組み入れる有価証券の用語として従来から定義しているものですが、今回の改正の対象外としております。 - 一方で、用語の分かりやすさは重要と考えますので、貴重なご意見として承ります。
2	「組入有価証券への実質投資割合の合計を信託財産の純資産総額の20%以下」について、発行体ごとに20%なのか、ルックスルーなのか明確ではないと思われ、商品開発における予見性を確保したく、20%規制の算定方法、およびルックスルーの考え方を明確化して頂きたい。	- 信託財産の純資産総額に占める組入有価証券（特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券）への実質投資割合を20%以下とするものです。 - 例えば、指標連動型有価証券等組入型E T Fの投資信託財産等に組入有価証券を20%組み入れている場合、それに加え、投資信託等の受益証券等を通じて組入有価証券への投資を行うことはできません。 - また、発行体ごとの投資制限は、一般社団法人資産運用業協会の投資信託等の運用に関する規則に定める要件を満たす投資制限と同等の投資制限を設ける必要があります。
	3. 情報の開示等	
3	貴取引所が意見募集しておられる「指数連動有価証券等組入型E T F」については、特定指標に連動するO T Cデリバティブ契約やリンク債を組入れたE T Fであり、デリバティブ契約の相手方やリンク債の発行体などのカウンターパーティーの破綻リスクが存在していると認識しております。このカウンターパーティーリスクが連動指標の構成銘柄とは独立して	- 当取引所としては、投資者の皆様に対し、以下の事項を理解したうえで、指標連動有価証券等組入型E T Fを取引していただきたいと考えております。 ➤ リンク債型E T Fへの投資にあたっては、リンク債の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、リンク債の価値が下落又は無価値になり、結果的にE T Fの基準

発生するため、投資家が商品性やその内在するリスクを理解しにくいのではないかと強く懸念しております。非上場の公募投資信託においては、そのようなリスクが内在する場合には、当該リスクなどを目論見書に記載の上、当該目論見書をもって公募投資信託を購入する投資家に説明の上、該当する目論見書そのものを交付する義務が、金融商品取引法上に規定されております。一方、上場E T Fの場合、非上場の公募投資信託とは異なり、一般の個人投資家は、上場しているE T Fをセカンダリーマーケットを通じてしか購入・換金できない商品であると考えております。一般個人投資家へのリスク説明などの点が、今般の本上場制度の見直しにおいて、リスク内在の点などの投資家保護の仕組みを整えた上で、本上場制度見直しを進めるのが、本来あるべき姿ではないかと思料致します。	価額が下落することがあること。 ➤ O T Cスワップ型E T Fへの投資にあたっては、スワップ契約の相手方が破綻した場合、連動対象指標のリターンの交換が停止されるため、E T Fの一口あたり純資産額の変動率と対象指標の変動率を一致させることができなくなり、結果的にE T Fの基準価額が下落することがあること。また、スワップ契約の相手方が提供する担保の種類によっては、E T Fが相手方に差し入れた提供担保と同額の換価を得られない場合もあり、結果的にE T Fの価値が下落又は無価値になることがあること。 ➤ 指標連動型有価証券等組入型E T Fの投資に当たっては、リンク債の発行者又はO T Cスワップ契約の相手方の健全性を確認し、信用状況を十分に把握することが重要であること。 ・ 頂戴したご意見を踏まえ、上記事項を含む商品特性やリスクについての投資者の皆様理解を促進するため、以下の情報提供策等を講じます。 ➤ 指標連動有価証券等組入型E T Fに該当する場合、ファンド名称に「O T Cスワップ型」又は「リンク債型」と表記することを求めることとします。 ➤ 当取引所のウェブサイトにおいて、指標連動有価証券等組入型E T Fに該当する銘柄が「O T Cスワップ型」又は「リンク債型」であることを識別できる表示を行うほか、信用リスクに関する説明を行うページへのアクセスを容易にするなど、周知を図ることとします。また、個別銘柄のパンフレットや「新規上場銘柄概要」において指標連動有価証券等組入型E T Fであることを識別できる表示を行うこととします。 ➤ 「指標連動有価証券等組入型E T Fに係る管理体制等に関する報告書」において、カウンター・パーティー等の財
--	--

		務状況や信用格付の内容に関する情報の配信方法など、管理会社におけるカウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等の記載を求め、公衆縦覧に供することとします。 ➤ 各販売会社に対し、重要情報シートに指標連動有価証券等組入型E T Fの投資リスクを記載したうえで、投資リスクについて重要情報シートを活用するなどして顧客に十分な説明を行うよう促すこととします。
4	- 新規上場時に貴所がホームページや所報等で公表する「新規上場銘柄概要」において、当該E T Fが「指標連動有価証券等組入型」であるか否か（O T Cスワップやリンク債を利用しているか）を判別できる項目、またはその旨を示す明確な文言を追加することを要望いたします。理由は以下の通りです。 - 投資家にとって極めて重要なリスク情報であるため 今回の対象となる「組入型（O T Cスワップ型）E T F」は、組入有価証券の発行者および組入債権に係るリスク（カウンターパーティーリスク）を内包しており、通常の現物E T Fとはリスクの構造が根本的に異なります。これは、投資家が商品を購入するかどうかを判断する上で、重要な情報であると考えております。 - 公式な一次情報での早期の開示が望ましいと考えられるため E T Fに関する開示情報として、「目論見書」や「信託約款」なども挙げられますが、貴所が公表する「新規上場銘柄概要」は、投資家や販売会社が最初に目にする信頼性の高い公式資料であると認識しております。従って、当該資料で早期に開示されることが望ましいと考えております。	頂戴したご意見を踏まえ、「新規上場銘柄概要」において新規上場銘柄が指標連動有価証券等組入型E T Fであることを識別できる表示を行うこととします。

提出者：1＝アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社、2、3＝一般社団法人資産運用業協会、4＝株式会社 QUICK

以 上